

【設備および器具の使用料】

[令和2年4月から]

区 分	使用料	超過使用料 (1時間当たり)
プロジェクター一式	1回につき 1,100円	100円
マイク設備一式	1回につき 550円	100円
電子ピアノ	1回につき 270円	50円
展示用パネル1枚	1日につき 50円	—

備考

1 1回の使用時間は4時間以内とし、4時間を超えて使用する場合は使用料の額は、この表に定める超過使用料の額を加算した額とする。

2 使用時間が4時間を超える場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。